

1 整備方針

- ・市町が必要と認めるものは原則認める
- ・また、総量規制については、8期計画と同様に県計画値を上限とする

（理由）

- ① 国の基本指針（案）において、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ等の見込み等を適切に捉えて、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保する必要があると示されていること
- ② 市町ヒアリングの結果、高齢者人口が減少局面に入っていること等により、新たな施設整備を計画していないとする市町が多かったこと

《総量規制について》

特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設と特定施設は、県が、介護保険事業支援計画において、「必要定員総数」（整備枠）を定めることにより、事業者に対して、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否の仕組みが適用される。

2 施設類型別のポイント

（1）医療療養病床からの転換分

- ・医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、追加的需要として転換先の必要定員総数に含める。
- ・介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに療養病床から転換して許可を受けたものに限る）が介護医療院に転換する場合も、追加的需要として「必要定員総数」に含める。

（2）医療療養病床等からの転換分以外

ア 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）

- ・特別養護老人ホームについては、「参酌基準（※）」を勘案の上、市町が必要と認めるものは原則認める。
- ・介護老人保健施設については、市町が必要と認めるものは原則認める。
- ・介護医療院については、市町が必要と認めるものは原則認める。

※参酌基準

市町ごとの特別養護老人ホーム全体の定員数に占める地域密着型の定員数の比率が、令和8年度末において11%以上

- ・令和6年4月1日見込みの全国平均値：10.38%を基に設定（本県の場合：18.03%）

イ 地域密着型特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）

介護専用型特定施設（入居者が要介護者等に限られるもので、地域密着型を含む）

・市町が必要と認めるものは原則認める。

ウ 混合型特定施設（自立や要支援者も入居できるもの）

・介護給付対象外である自立・要支援者の入居も可能であるため、指定に当たっては、市町の利用者見込数を踏まえて、圏域ごとの必要利用定員総数を設定する。

混合型特定施設の必要定員総数について

混合型特定施設は、介護給付の対象とならない自立・要支援者の入居も可能であるため、各市町の利用見込者数を基に、圏域ごとの必要利用定員総数を設定する。

【母体施設定員について】

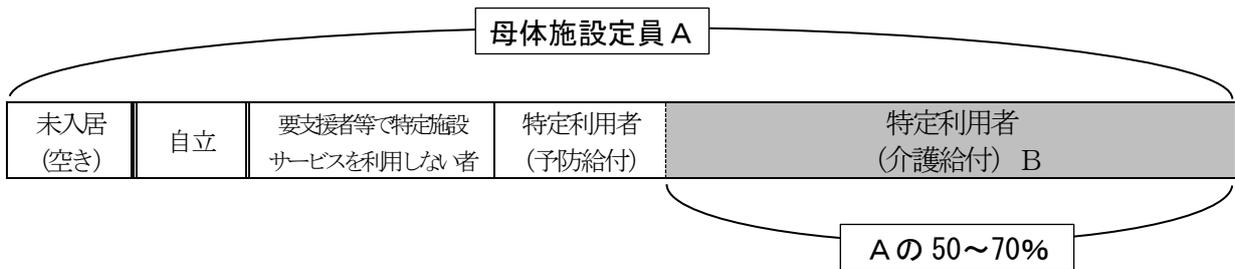
母体施設定員に一定の割合（係数※）を乗じて、サービス利用者を推計し、その推計利用定員が、必要利用定員総数の範囲内におさまるように、母体施設の定員を規制する。なお、この係数については、実績や市町の意向を踏まえて、次のとおりとする。

宇摩圏域、松山圏域	60%
〔新居浜・西条圏域、今治圏域、 八幡浜・大洲圏域、宇和島圏域〕	70%

※係数 … 7割を超えない範囲内で県が定めることとされている。
(介護保険法施行規則第 126 条の 5)

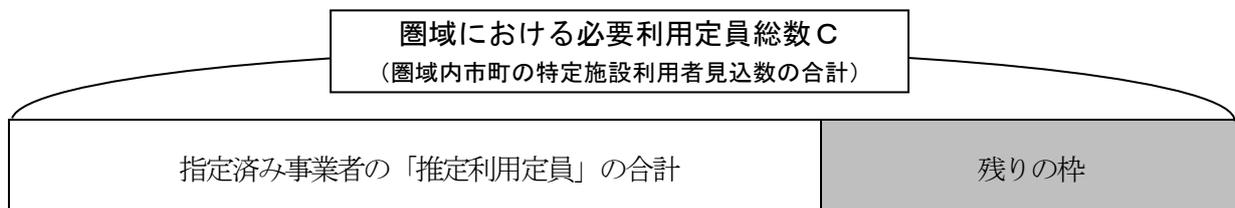
《混合型特定施設に係る事業者指定のイメージ》

- ① 圏域ごとに、市町の意向を踏まえて、特定施設における母体施設定員に対する推定利用者（母体施設定員 A に対する特定施設利用者（介護給付） B）の割合（係数：50～70%）を定める。
当該係数については、市町は、利用実績や事業者の意向等から判断する。



※ 特定施設サービス：特定施設入居者生活介護の指定を受けて提供されるサービス

- ② 市町の利用者見込数から、圏域ごとの「必要利用定員総数 C」を県計画で設定する。
③ 特定施設の指定を受けようとする施設に対して、当該施設の「推定利用定員」が、圏域における「必要利用定員総数 C」以内であれば指定し、超える場合は指定しない。



	施設類型等	新計画方針（案）	備考
転換分	医療療養病床から転換する介護保険施設等	転換する場合は、移行後の施設の定員枠に追加で定める。	現計画では「総量規制」の対象外
	介護療養型老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに療養病床から転換して許可を受けたものに限る）から転換する介護医療院		
非転換分	特別養護老人ホーム（定員30人以上）	参酌基準を踏まえた上で、市町が必要と認めるものは原則認める	現計画と同じ
	介護老人保健施設	市町が必要と認めるものは原則認める。	現計画と同じ
	介護医療院	市町が必要と認めるものは原則認める。	現計画では、現存する療養病床等からの転換を優先するが、市町が必要と認めるものについては、新規参入を認める。
	地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）	市町が必要と認めるものは原則として認める。	現計画と同じ
	介護専用型特定施設 地域密着型特定施設 （有料老人ホーム等） ※要介護の入居者を対象	市町が必要と認めるものは原則として認める。	現計画と同じ
混合型特定施設 （有料老人ホーム等） ※自立・要支援者の入所も可能	各市町の利用見込者数を基に定員枠を定める。	現計画と同じ	